【未定稿】

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業　Ｑ＆Ａ

番号	項目	質問	回答
1	事業内容	本事業の目的を教えてほしい。	中東情勢の長期化等の世界情勢を背景に価格が高騰・高止まりしている農業用被覆資材について、価格高騰分の一部を支援することにより農業者の負担軽減を図ることとしています。
2	事業内容	本事業の仕組みは。	農業者からの申請をとりまとめた資材販売業者に対して、支援金を交付し、資材販売業者から農業者へ支援金を交付する仕組みです。
3	登録販売事業者（販売業者）	登録販売事業者とは。	農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業参加登録事業者認定要領に基づき登録認定を受けた販売業者です。 農業者からの申請書をとりまとめ、間接補助事業者として農業者に支援金を支払っていただくこととなります。
4	登録販売事業者（販売業者）	県外に本社がある販売業者は登録販売事業者になれるのか。	過去に徳島県内の農業者への資材販売実績があり、かつ県内の農業者の申請書をとりまとめる場合は、県外の販売事業者でも登録販売事業者になることは可能です。
5	登録販売事業者（販売業者）	販売業者の登録情報は公表されるのか。	登録した販売業者は県ホームページで公表します。
6	支援対象者（農業者）	支援対象となる農業者の要件はあるか。	野菜・果樹・花き等を生産し、販売している県内在住の農業者であり、環境負荷低減対策又は生産規模の維持・拡大に取り組むことを要件としています。
7	支援対象者（農業者）	環境負荷低減対策とは具体的にどのような取組か。	化学肥料や化学合成農薬の削減、施設園芸における燃料使用量削減に資する取組等を想定しています。なお、みどり認定等の認定の取得までは必ずしも必要ありません。
8	支援対象者（農業者）	生産規模の維持・拡大はいつ取り組めばよいか。	基本的には今作において取り組むこととしておりますが、既に作付が終了している場合は、次期作で取り組んでください。
9	支援対象者（農業者）	環境負荷低減対策又は生産規模の維持・拡大の取組について、報告等は必要か。	取組報告書等の提出は求めませんが、事業参加申請書で誓約し取組を行っていただくこととしております。
10	対象資材	対象となる農業用被覆資材はどのようなものか。	対象となる農業用被覆資材は次のとおりです。 ①ハウスビニール（内張） ②トンネルビニール ③マルチ
11	対象資材	ハウスビニール（外張）は原則支援対象外とされているが、特例として事業対象となるのはどのような場合か。	ハウスビニール（外張）については、長期間の使用が想定されることから原則として対象外となりますが、気象災害等の影響により、営農継続のために緊急的に更新が必要となった場合については、特例として支援対象に含めて申請することが可能です。
12	対象資材	ハウスビニール（外張）を特例として支援対象に含めて申請する場合、支援単価はどのようになるか。	ハウスビニール（外張）を特例として支援対象として含める場合、ハウスビニール（内張）と同様の単価（2,650円/a）を準用し、申請面積に加えてください。
13	対象資材	外張を支援対象に含める場合、提出が必要となる書類はあるか。	ハウスビニール（外張）に関する特例措置により申請を行う場合、別記様式第2号に加え、被害状況申立書（参考様式2）を提出してください。 具体的には、被害状況の写真（施設全体及び被害箇所）の提出又は登録販売事業者による確認欄への記入が必要です。
14	対象資材	対象となる購入期間はいつか。	令和8年4月1日から令和8年12月31日までに購入したことが証明できる資材が対象です。なお、資材の購入実績を確認する証拠書類として、納品書、請求書、領収書等をご提出ください。

番号	項目	質問	回答
15	対象資材	期間内に資材を注文したが、１２月末までに納品や支払いができていない場合には、支援対象外となるのか。	原則として、12月31日までに購入したことを示す書類（納品書、請求書、領収書等）が必要です。ただし、やむを得ない事情により、資材の発注や予約を行ったものの12月末までの納品が難しい場合等については、申請時に誓約書（農業者自署）及び理由書（登録販売事業者）を提出の上、支援金交付完了報告書の提出時に対象の資材が納品されたことを示す証拠書類の提出ができる場合に限り、支援対象とします。
16	対象資材	今年の作付に使用した被覆資材は4月以前に購入したものであるため、事業の対象とならない。このような場合、支援を受けることはできないのか。	基本的には今年の作付けに使用する資材を対象としておりますが、品目・作型によっては4月以前に資材を購入する必要があることから、今作分で申請できない場合は次期作に使用する目的で購入した資材を支援対象とします。
17	対象資材	べた掛けに使用する被覆資材は支援対象となるか。	トンネルビニールと同様に保温を目的としたべた掛けに使用する被覆資材は支援対象となります。 支援単価については、トンネルビニールの単価を使用してください。
18	対象資材	トンネルやべた掛けに使用する不織布は支援対象となるか。	支援対象となります。 支援単価については、トンネルビニールの単価を使用してください。
19	対象資材	春夏にんじんの栽培で使用するトンネルビニールは対象となるか。	支援対象となります。 支援単価については、トンネルビニールの単価を使用してください。
20	対象資材	育苗ハウス内の苗を覆うビニールは対象となるか。	支援対象となります。 支援単価については、トンネルビニールの単価を使用してください。
21	対象資材	遮光ネット、防虫ネット、防風ネットは対象となるか。 **＜R8.8.21追記＞**	支援対象となります。 支援単価については、トンネルビニールの単価を使用してください。
22	対象資材	防草シートは対象となるか。	対象外です。
23	対象資材	土壌消毒用のビニールは対象となるか。	支援対象となります。 支援単価については、トンネルビニールの単価を使用してください。
24	対象資材	１つの農地でハウスビニール（内張）とマルチを使用する場合、両資材とも支援対象となるか。	１作で複数の対象資材を使用する場合は、全て支援対象となります。 そのため、１作で使用するハウスビニール（内張）とマルチは、支援対象となります。
25	対象資材	ハウス内張を多層化（２層）する場合、支援対象となるハウスビニール（内張）は１層分のみか。	ハウス内張を多層化する場合、2層目に使用する資材も支援対象となります。この場合、「（参考様式1）事業内容一覧表」において、資材を区別できるように記入してください。
26	対象資材	ハウスビニール（内張）について、側面のみ張り替える場合の申請面積はどうなるか。	ハウスビニール（内張）は、ハウス全体に導入した場合の単価設定としております。そのため、側面又は天井のどちらか一方に導入する場合は、ハウス面積（作付面積）に1/2を乗じた値を申請面積（100㎡未満切り捨て）としてください。
27	対象資材	国や県の補助事業で導入した被覆資材は、本事業の対象となるか。	二重補助となるため、支援対象外です。
28	対象資材	県内の農業者が、他県の農地で使用する資材は対象となるか。	支援対象外です。 県内の農地で使用する資材が対象です。
29	対象資材	トンネルビニールとマルチはどのように区別すべきか。**＜R8.8.4追加＞**	原則として、トンネルビニールは作物を覆う農ビ、農PO等の資材、マルチは作物を栽培している土壌を覆う農ポリ等の資材とします。
30	支援内容	親族が所有する農地で使用する資材は対象となるか。	支援対象外です。 申請者自身が所有、利用権を有する農地が対象です。
31	支援内容	本事業において、農業者一人当たりの支援額に上限はあるか。	上限額は定めておりませんが、予算の範囲内で支援金を交付することとしております。

番号	項目	質問	回答
32	支援内容	補助対象は価格上昇分の１/２定額となっているが、支援単価はどのように算定しているのか。	県が調査を行った各資材の仕入れ価格（R8年3月とR8年5月を比較）を参考とし、一般的に用いられる面積当たりの資材数量等から、資材ごとの支援単価を設定しています。 支援金単価（円/アール）＝（直近価格＜R8.5＞（円/アール）－基準価格＜R8.3＞（円/アール））×1/2以内
33	支援内容	事業に要する経費は支援対象となるのか。	実施要領別表に記載の経費については支援対象となります。具体的には、振込手数料や資料の印刷代、郵送代などが対象となります。支援金と併せて請求してください。
34	支援内容	人件費を支援対象とする場合、どのような書類が必要か。	本事業に直接従事したことを示すための業務日誌を従事者ごとに整備し、申請時に提出してください。併せて、賃金の単価の設定根拠となる資料もご提出ください。
35	支援内容	「推進事業費（事務費）」について、１事業者あたりの「補助上限額」はあるのか。**＜R8.8.4追加＞**	個別の事業者ごとの「補助上限額」は設定しておりませんが、本事業の実施に必要となる経費のみが支援対象となりますので、ご留意ください。
36	支援内容	１つの農地で２作を行う場合、２作目に使用する資材も支援対象となるか。 **＜R8.8.4追加＞**	同じ農地で２作する場合は、1作分が支援対象となります。
37	事務手続き（販売業者）	資材販売業者が事業に参加するためには、どのような手続きが必要か。	本事業の実施にあたり、販売業者を登録販売事業者として認定することとしています。事業を実施しようとする販売業者は必要書類を事業実施主体（JA徳島中央会）へ提出してください。
38	事務手続き（販売業者）	販売業者の登録認定手続きはいつでも行えるのか。	登録認定手続きについては、期間を設けます。募集期間等は県HPにおいて公開しますので、期間内に手続きをお願いします。
39	事務手続き（販売業者）	本事業に関する申請書等の資料はどこで入手できるのか。	県HPに電子データを掲載します。
40	事務手続き（販売業者）	資材の適正数量はどのように確認すればよいのか。	農業者が提出する事業参加申請書において、虚偽がないことを誓約していただくこととしております。また、事務局において審査を行います。
41	事務手続き（販売業者）	販売業者は、支援金を受領した後、いつまでに農業者へ支払えばよいか。	緊急支援事業であるため、速やかに農業者へ支払いをお願いします。 支払い終了後、年度内に交付完了報告書を提出してください。
42	事務手続き（販売業者）	誓約及び同意事項のうち「申請面積に対する資材の購入数量が適正である」について、何か判断の目安となる基準があれば示してほしい。 **＜R8.8.4追加＞**	ご質問の項目については、農業者の提出する申請書において虚偽がないことを誓約いただくこととしており、事業実施主体において、申請面積と購入数量に著しい乖離がないかについて、審査を行います。 なお、適正数量については、産地や品目により異なるため一律にお示しすることは困難ですが、例として以下のような数量を想定しています。 （例） ・ハウスビニール（内張）：10a当たり 幅600cm×100m巻と幅400cm×100m巻をそれぞれ約1.5本（合計約3本） ・トンネルビニール：10a当たり 幅600cm×100m巻を2.5本 ・マルチ：10a当たり 200m巻を3本 ※これらはあくまで標準的な目安であり、実際の使用数量は圃場の形状や栽培方法によって変動する場合があります。極端に目安から乖離している場合に、必要に応じて農業者への確認をお願いいたします。

番号	項目	質問	回答
43	事務手続き （販売業者）	推進事業費について、人件費の賃金単価の設定根拠はどのように算定すべきか。また、リース機器によるコピー代を請求する場合、具体的にどのような証拠書類を出せば良いか。 **＜R8.8.4追加＞**	人件費については、基本給等の給与実績と労働時間から時給を算出し、実際に本事業の事務に従事した作業時間により算定してください。証拠書類として「時給換算の根拠となる書類（給与通知書や規程等）」と「業務日誌」が必要です。 リース機器によるコピー代については、リース会社から発行される「1枚あたりの単価が明記された請求書・明細書」と「事業実施に必要となった印刷枚数を示す資料」等を提出いただければ問題ありません。
44	事務手続き （販売業者）	支援金交付申請書（別記様式第2号）の支援金振込先口座欄について、既に対象者の振込口座を登録販売事業者が把握している場合には省略可能か。記入欄への転記ミスや入力間違いなどにより、負担増につながる可能性がある。 **＜R8.8.4追加＞**	JAや既存の資材販売業者様等で、常日頃から取引があり、申請される農業者の口座情報を完全にシステム等で管理・把握できている場合は、支援金振込先口座欄への記入を省略としていただいて構いません 。ただし、登録販売事業者から事業実施主体に提出をいただく別記様式第3 - 1号の振込先口座欄へは、各申請者の口座を記入いただきますようお願いします。
45	事務手続き （農業者）	農業者はいつまでに、どこに申請すればよいか。	事業を実施しようとする販売業者を登録販売事業者として認定します。農業者の方は、資材を購入した販売業者に申請書を提出することになりますので、詳しくは販売業者にお尋ねください。
46	事務手続き （農業者）	農業者が支援を受けるためには、どのような書類を提出すれば良いのか。	「支援金交付申請書」、「事業内容一覧表」、「資材の購入証拠書類（納品書、請求書、領収書等）」及び「農地面積を確認できる書類（農地基本台帳等）」を資材を購入した販売業者に提出してください。なお、特例として外張ビニールを支援対象に含める場合には、上記書類に加えて、「被害状況申立書」を提出してください。
47	事務手続き （農業者）	親子で家族経営を行っており、申請者と農地所有者の名義が異なる場合（申請：子、農地：親）、支援は受けられないのか。	同一経営を行っていることにより、農地関係書類又は資材購入書類の名義が申請者と異なる場合は、農地関係書類や資材購入書類の余白部分に２人の経営が同一であることを記入（自署）することで支援を受けることができます。（任意様式を作成いただいても構いません） （記入例） 申請者と農地所有者（資材購入者）は同一経営であることを誓約します。 徳島　太郎 徳島　次郎 ※氏名は本人がそれぞれ自署してください（押印は必要ありません）
48	事務手続き （農業者）	農地面積を確認できる書類は、農地基本台帳や耕作証明書の他、どのような書類を提出すればよいか。 **＜R8.11.19修正＞**	申請農地の所在地や面積等が確認できる書類として、固定資産税の通知書、利用権設定や農地中間管理事業による貸借資料、経営所得安定対策事業の営農計画書のいずれかを添付してください。なお、上記以外でも、公的機関やJA等の第三者が発行した書類等で所在地と面積が客観的に確認できると認められるものであれば対象とすることが可能です。
49	事務手続き （農業者）	耕作証明書には経営土地面積の合計しか記載されていないが、添付書類としては不十分か。	農地ごとの明細（所在地や面積等）が記載されていない耕作証明書も農地面積を確認できる書類に該当するものとします。 ただし、この場合、「事業内容一覧表」の農地所在地欄については、記入を省略せず、地番まで記載してください（農地番号欄の記載は不要です）。

番号	項目	質問	回答
50	事務手続き（農業者）	申請面積はアール（ａ）単位で記載するようになっているが、100㎡未満の取り扱いはどうすればよいか。	農地ごとに100㎡未満は切り捨てとしてください。 （例）作付面積が770㎡の場合、7aとして申請
51	事務手続き（農業者）	支援金交付申請書（別記様式第2号）について、ボールペンで手書きしたものの写しの提出で問題ないか。また、記入内容を間違えた場合は、二重線を引くだけの訂正で良いのか、それとも訂正印まで必要になるのか。 **＜R8.8.4追加＞**	登録販売事業者から事業実施主体に交付申請書兼請求書を提出する際に添付する 支援金交付申請書（別記様式第2号）については、ボールペン等で手書きされた申請書のコピーを提出いただく形で差支えありません。また、記入内容を間違えた場合については、二重線による訂正のみで差支えありません。
52	事務手続き（農業者）	土壌消毒用のビニールを対象として申請する場合、事業内容一覧表（参考様式1）の資材種別はどのように記載すべきか。 **＜R8.8.21追加＞**	用途の区別をする必要があるため、土壌消毒用のビニールについては、事業内容一覧表（参考様式1）の資材種別欄に「トンネルビニール（土壌消毒用ビニール）」とご記載ください。なお、トンネルビニールの単価を使用するその他の資材（遮光ネット、防虫ネット等）についても、同様の取り扱いとしてください。
53	その他	取引のある資材販売業者が登録されていない場合、農業者はどうすればよいか。	登録販売事業者で購入した資材を支援対象としておりますので、できる限り多くの販売業者に登録いただけるよう周知に努めて参ります。関係者の皆様も事業の周知にご協力をお願いします。
54	その他	登録販売事業者は、他社が取り扱った資材も併せて申請可能か。	他の登録販売事業者が取り扱った資材を申請することはできません。同一の農業者に販売した資材であっても、各登録販売事業者ごとに申請してください。
55	その他	農業者に交付された支援金は、税制上どのように扱えばよいか。	補助金と同様に、農業所得の雑収入として取り扱うこととなります。